

佐賀県訓令甲第12号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長及び副隊長をいう。</p> <p>(11)～(22) 略</p> <p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、政策調整監(甲)専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び政策調整監(乙)専決事項については「丁」、室長専決事項、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長をいう。</p> <p>(11)～(22) 略</p> <p>(決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、政策調整監(甲)専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び政策調整監(乙)専決事項については「丁」、室長専決事項、</p>

改正前	改正後
<p>調整監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、<u>運航安全管理監専決事項</u>、団体検査・指導監専決事項、政策調整監（丙）専決事項、さがデザイン推進監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、<u>副室長専決事項及び隊長専決事項</u>については「²丁」、係長専決事項<u>及び副隊長専決事項</u>については「³丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>調整監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、政策調整監（丙）専決事項、さがデザイン推進監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項<u>及び副室長専決事項</u>については「²丁」、係長専決事項については「³丁」の表示をしなければならない。</p>

（佐賀県本庁決裁等規程の一部改正）

第2条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長、<u>隊長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた副課長をいう。</u></p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長<u>及び副隊長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた係長をいう。</u></p> <p>（副知事等の専決）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた副課長をいう。</p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>（副知事等の専決）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p>

改正前					改正後				
(1)～(5) 略					(1)～(5) 略				
<u>(6) 運航安全管理監</u>					<u>(6)・(7) 略</u>				
<u>(7)・(8) 略</u>					<u>(6)・(7) 略</u>				
7・8 略					7・8 略				
(課長等の代決者等)					(課長等の代決者等)				
第12条 略					第12条 略				
2 略					2 略				
3 政策調整監(乙)が専決することができる事務について、政策調整監(乙)が不在のときは、当該政策調整監(乙)があらかじめ指名する政策調整監(丙)又は副課長がその事務を代決することができる。					3 <u>政策部に置かれた政策調整監(乙)が専決することができる事務について、当該政策調整監(乙)が不在のときは、当該政策調整監(乙)があらかじめ指名する政策調整監(丙)又は副課長がその事務を代決することができる。</u>				
4～7 略					4 <u>総務部に置かれた政策調整監(乙)が専決することができる事務について、当該政策調整監(乙)が不在のときは、総務部長があらかじめ指名する副部長がその事務を決裁するものとする。</u>				
8 <u>運航安全管理監が専決することができる事務について、運航安全管理監が不在のときは、危機管理防災課長がその事務を決裁するものとする。</u>					5～8 略				
9～11 略					9～11 略				
別表第3(第4条、第5条関係)					別表第3(第4条、第5条関係)				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略					略				
危機	消防に関する		消防表彰規	1～4 略	危機	消防に関する	<u>1</u> 消防表		1～4 略

改正前					改正後				
管理 防災 課	る事務		程に基づき 消防庁長官 に具申する こと	5 航空消防 防災体制の <u>整備</u> に關す ること	管理 防災 課	る事務		彰規程に 基づき消 防庁長官 に具申す ること <u>2 航空消 防防災の 総合調整 に關する こと</u>	5 航空消防 防災に關す る事務を處 <u>理</u> すること
略					略				

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。